

■第3回 会議の記録

日 時：2016年（平成28年）2月9日（火）14時～15時

場 所：吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

出席者：（障がい者施策推進委員会）

近藤委員長（大阪人間科学大学准教授）
栗田委員（社会福祉協議会副会長）
山本委員（吹田商工会議所）
井上委員（すいた障がい者就業・生活支援センター所長）
馬垣委員（社会福祉法人ぷくぷく福祉会理事長）
鴨井委員（社会福祉法人さつき福祉会常務理事）
古瀬委員（吹田市聴言障害者協会会長）
新屋委員（吹田視覚障害者福祉会会長）
辻本委員（社会福祉法人のぞみ福祉会のぞみ工作所施設長）
西村委員（吹田市身体障害者福祉会書記長）
播本委員（吹田市手をつなぐ親の会副会長）
牧野委員（社会福祉法人コミュニティキャンパス理事長）
山口委員（吹田市障害児・者を守る連絡協議会運営委員）
山上委員（淀川公共職業安定所業務部長）

（市）

後藤障がい福祉室室長
渡部こども発達支援センター所長
橋本内本町地域保健福祉センター所長
村上亥の子谷地域保健福祉センター所長
吉田千里キューター地域保健福祉センター所長
藤岡障がい福祉室参事
橋本障がい福祉室主幹

（事務局）

秋山障がい福祉室参事
米崎障がい福祉室主幹

（傍聴人）

なし

次 第： 案件

- （1）第4期吹田市障がい者計画（案）について（答申）
- （2）その他

会議の経過と要旨

○出席状況確認（委員20名中14名出席）

○傍聴者（0名）

○配布資料の確認

資料1 第4期吹田市障がい者計画（案）

資料2 素案に対する市民意見と市の考え方一覧（案）

資料3 第4期吹田市障がい者計画（案）の概要

（会長）

- ・それでは次第に従い案件1に入っていきます。

○事務局から第4期吹田市障がい者計画（案）について資料説明

（会長）

- ・説明のあった内容に何か意見はありますか。

（委員）

- ・63ページ、特別支援教育について説明があるが、わざわざここに「障がいをひとつの個性としてもらった児童生徒、つまり「特別なニーズをもつ児童生徒」が」と入れるのは文章的に続きが悪いのではないですか。わざわざここに入れずに、特別なニーズに対応していくのがこの計画だと思うので、個性云々はいらないのではないですか。
- ・個性は人格にかかわってくるものだと思うので、障がいを個性というのは少し違うのではないですか。障がいによる行動などを個性として捉えられては、本人の人格を侵害しているようにも思えるので、こうした触れ方はしない方がいいのではないですか。

（会長）

- ・私からもいえば、個性ではなく特性です。わざわざ書く必要はないという意見をいただけたと思います。

（委員）

- ・国が国連の権利条約に批准した後につくる計画であり、また、差別解消法の施行もあるということが大きなポイントだと思います。特に教育に関しては権利条約の第24条や差別解消法にもかかわる大きな課題のある分野です。
- ・61ページにあるインクルーシブ教育の推進がポイントになると思います。基本的にはどんな障がいを持っていても教育のなかで排除しないということが大きな目標になってくるし、必要な配慮や必要な支援が行われることも目標になるだろうと思います。

- 教育の場から排除しないということは、普通学校を希望していれば、単にそこにいればいいというのではなく、しっかり学べる環境が用意されていなければならない。ただ、文科省は消極的であり、文科省のいうインクルーシブ教育の構築は特別支援教育の充実であるとなっており、それは違うのではないかと思います。
- 権利条約の第24条の1項は障がいのある児童がどうなることを目指すのかが述べられており、2項では一般教育制度から排除しないことや合理的配慮について述べられている。インクルーシブ教育については、文科省のように1項に基づき概念をかかげるのではなく、2項に基づいてしっかりと位置づけたい。本来どういうことを目指すのかということをも市民が理解できるように盛り込んだ形にしていくべきだろうと考えます。

(委員)

- 13ページ、手帳所持者の推移だが、絶対数も比率も増えているとある。32ページにあるケアマネジメント機能の整備だが、現実としてかなりの数がセルフプランで行われている。モニタリングが重要になってくるがセルフプランではこれがなくなってしまうので、今後の増加にも対応していかなければケアマネジメント機能の整備は絵に描いた餅になってしまうだろう。計画事業所が運営しやすい仕組みがなければ、セルフプランの人が増えていくだけになるだろうと思います。

(委員)

- 116ページ、実施体制と進行管理だが、これまで計画を策定する度に意見聴取会等で意見としてあがるのが、進行管理をどのように行い、その反省をどう次の計画に活かすのかという点です。
- 関係機関が連携してとあるが、具体的にはどういった連携をとっていくのか、そうした部分が示してあればみなさん安心するのではないかと。モニタリングについてもいつどのように行い、その点検結果をもとにどう修正していくのか、具体案が書かれていた方が市民も安心するのではないですか。

(委員)

- 72ページ、活動費の補助制度を検討とあるが、具体的には何の活動費ですか。現在100名ほどが移行支援事業所を利用しているが、市外のと市内の移行支援事業所の利用率は5割ほどであり、この補助は市内の事業所だけにかかるものなのかそれとも市外でも補助対象になるのですか。

(事務局)

- 63ページの説明については削除します。
- 教育については、ワーキングでしっかり議論したもののなのでこの内容を尊重したいと考えます。

- 相談支援体制の仕組みについて本計画で述べているので、具体的に実現していくための事業所の数等については障がい福祉計画においてより掘り下げて議論し、そこで明らかにしていきたいと考えます。
- 前の計画とどうつながっていくのかについて、今回の障がい者計画の策定において、障がい福祉計画との関係を一定整理ができたと考えますので、各計画がつながるようにしたいと思います。
- 活動費の補助については、就職支援や定着支援についての実働に対しての補助を考えているものです。

(委員)

- 総合支援法の3年見直しについて報告をまとめ通常国会に改正案を出すとのこと。改正の概要によると、就労定着支援の新設を行い就業に伴う生活面での課題に対応できるようにするようで、これが総合支援法見直しで盛り込まれるのであればどう活用していくかという話にもなるし、その範囲が十分でないのであれば上乗せ横出しを市としてどうするのかといった点も出てくるのではないかと思います。
- 障がい児については児童福祉法も併せて改正ということで、自治体で障害児福祉計画策定という文言が出てきています。現在、障がい児については児童福祉法に基づく部分や子ども子育て支援法に基づく部分等少ししか数値目標がなく、今後は具体的なものも求められてくるのではないかと予想されます。どこが計画策定を担当するのかという課題や後追いで制度が動いたりする可能性が出てくると思います。

(会長)

- 他に意見はありませんか。

(事務局)

- 本日の案件は、計画案の答申をいただくことなので、そろそろ答申の議論に入っていただきたいと思います。

○事務局退室後、答申のまとめ

○『第4期吹田市障がい者計画(案)』の答申を受ける

(事務局)

- 本計画については本市の障がい者福祉事業推進本部会において最終決定する予定です。
- もともと計画は策定するのがゴールではなく、これからが重要ですので、今後とも気を引き締め取り組んでいきたいと思います。引き続き当委員会において進捗状況についての厳しい意見をいただいきたいと考えますのでよろしくお願いします。

(会長)

- その他、委員のみなさんから情報提供や報告などがあればお願いします。

(委員)

- われわれ聴覚障がい者で、今、国に対し「手話言語法」の意見書を提出している。残り全国で1か所を残すのみとなり、都道府縣市町村の99%には意見書の採択を受けられた状況です。
- 法律ができるのはまだ先だが、条例づくりを行っている自治体は増えており、府下では大東市や大阪市では手話言語条例ができている。障がい者の差別解消法と照らし合わせて策定していくべきだと思うので吹田市においても検討をお願いします。

(会長)

- それでは、これで、平成27年度第3回吹田市障がい者施策推進委員会を終了させていただきます。

(以上)